（型式適合認定の申請）

第十条の五の二　法第六十八条の十第一項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による認定（以下「型式適合認定」という。）のうち、令第百三十六条の二の十一第一号に規定する建築物の部分に係るものの申請をしようとする者は、別記第五十号の二様式による型式適合認定申請書（以下単に「型式適合認定申請書」という。）に次に掲げる図書を添えて、これを国土交通大臣又は指定認定機関（以下「指定認定機関等」という。）に提出するものとする。

一・二　（略）

三　建築物の部分に関し、令第三章第八節の構造計算をしたものにあつては当該構造計算書、令第百八条の四第一項第一号若しくは第四項、令第百二十八条の七第一項、令第百二十九条第一項又は令第百二十九条の二第一項の規定による検証をしたものにあつては当該検証の計算書

四・五　（略）

２・３　（略）

別記

第二号様式（第一条の三、第三条、第三条の三関係）（Ａ４）

（第四面）

建築物別概要

【１．番号】～【４．構造】　（略）

【５．主要構造部】

□耐火構造（防火上及び避難上支障がない主要構造部を有しない場合）
□耐火構造（防火上及び避難上支障がない主要構造部を有する場合）
□建築基準法施行令第108条の４第１項第１号イ及びロに掲げる基準に適合する構造
□準耐火構造
□準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（ロ－１）
□準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（ロ－２）
□その他

【６．建築基準法第21条及び第27条の規定の適用】

□建築基準法施行令第109条の５第１号に掲げる基準に適合する構造
□建築基準法第21条第１項ただし書に該当する建築物
□建築基準法施行令第109条の７第１項第１号に掲げる基準に適合する構造
□建築基準法施行令第110条第１号に掲げる基準に適合する構造
□その他
□建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない

【７．建築基準法第61条の規定の適用】～【19．備考】　（略）

（型式適合認定の申請）

第十条の五の二　法第六十八条の十第一項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による認定（以下「型式適合認定」という。）のうち、令第百三十六条の二の十一第一号に規定する建築物の部分に係るものの申請をしようとする者は、別記第五十号の二様式による型式適合認定申請書（以下単に「型式適合認定申請書」という。）に次に掲げる図書を添えて、これを国土交通大臣又は指定認定機関（以下「指定認定機関等」という。）に提出するものとする。

一・二　（略）

三　建築物の部分に関し、令第三章第八節の構造計算をしたものにあつては当該構造計算書、令第百八条の三第一項第一号若しくは第四項、令第百二十八条の六第一項、令第百二十九条第一項又は令第百二十九条の二第一項の規定による検証をしたものにあつては当該検証の計算書

四・五　（略）

２・３　（略）

別記

第二号様式（第一条の三、第三条、第三条の三関係）（Ａ４）

（第四面）

建築物別概要

【１．番号】～【４．構造】　（略）

【５．主要構造部】

□耐火構造
□建築基準法施行令第108条の３第１項第１号イ及びロに掲げる基準に適合する構造
□準耐火構造
□準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（ロ－１）
□準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（ロ－２）
□その他

【６．建築基準法第21条及び第27条の規定の適用】

□建築基準法施行令第109条の５第１号に掲げる基準に適合する構造
□建築基準法第21条第１項ただし書に該当する建築物
□建築基準法施行令第110条第１号に掲げる基準に適合する構造
□その他
□建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない

【７．建築基準法第61条の規定の適用】～【19．備考】　（略）